

令和3年度 特別臨時中央審査会受審にあたって
(新型コロナウイルス感染症防止対策対応)

1. 段位審査
 - (1) 六段より初段の段位は、行射の審査及び提示課題のレポートの総合成績により合否を決定する。
 - (2) 八段・七段の段位は、行射の審査及び論文の総合成績により合否を決定する。
 - ①行射 行射の熟練度を査定する。第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
 - ②論文 行射審査の結果に基づいて選定した候補者に対し、弓道の理解度考察力を示す論文を査定する。
2. 教士査定 行射、指導力の査定（面接）及び論文の総合成績により合否を決定する。
 - (1) 行射：行射の熟練度を査定する。第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
 - (2) 指導力の査定：行射の第一次審査の通過者について、指導に必要な識見、教養及び実力を査定する。
 - (3) 論文：行射及び面接の結果に基づいて選定した候補者に対し、弓道の理解度・考察力を示す指定問題の論文を査定する。
3. 錬士査定 行射、面接及び学科（レポート）の総合成績により合否を決定する。
 - (1) 行射：行射の熟練度を査定する。第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
 - (2) 面接：行射の第一次審査の通過者について人物、識見及び指導力を査定する。
 - (3) 学科（レポート）：弓道の理解度を査定する。
4. 審査料

（登録料）	初段	2,050円（登録料	3,100円）	六段	7,200円（登録料	30,900円）
	二段	3,100円（登録料	4,100円）	七段	8,200円（登録料	51,000円）
	三段	4,100円（登録料	5,100円）	八段	10,300円（登録料	72,000円）
	四段	5,100円（登録料	6,200円）	錬士	6,200円（登録料	41,000円）
	五段	6,200円（登録料	10,300円）	教士	9,300円（登録料	62,000円）
5. 申込手続
 - (1) 方 法：受審者は、審査申込書に該当事項を記載し、課題のレポートと審査料を添えて、所属団体に申し込むこと。所属団体は要項に記載の申込先宛に申し込むこと。

(2) 立射申請：立射で受審する際は、申込書右下の受審者連絡欄に立射で受審したい旨を朱書きし、地連会長の承認を得ること。申込後から審査当日の間に、諸事情により立射の申請をする場合は、地連会長より承認を得るとともに、当日受付でその旨を申告すること。なお、地連会長の承認を得ていれば、医療機関等の診断書または身体障害者手帳の写しなどの貼付は不要。
 - (3) レポート：回答は原則として日本語または英語とする。英語での回答を希望する場合は、申込書右下の受審者連絡欄に「学科英語」と朱書きで記載のこと。
 - (4) 申込先：各要項および事務局からのメールに記載されている申込先を参照のこと。
- (5) 本連盟受付以後、個人的理由による欠席の場合、審査料の返金は行わない。
6. 注意事項
 - (1) 申込手続の際には所属地連の締切日に十分注意すること。
会員から本連盟に直接申し込みをすることはできない。必ず地連が取り纏めて行うこと。
 - (2) 申込書には、該当事項を黒のボールペン又は万年筆で自筆により楷書で判りやすく明確に記載すること。鉛筆・サインペン等は使用しないこと。
 - (3) 申込書に虚偽の記載があった場合は、審査の結果が無効となることもある。

- (4) 審査会における服装は、教士、鍊士及び五段以上については和服とする。
その他については原則として弓道衣とする。いずれも必ず本弓連会員章をつけること。
- (5) 開会式・矢渡・特別演武は行わない。
- (6) 入館時に受付で「検温」を行う。平熱を超える発熱（おおむね37度5分以上）ならびに体調不良者は入館及び受審できない。
- (7) 受審者は第一控・行射時以外はマスク着用のこと。
- (8) 鍊士・教士・七段は休憩毎に第一次通過者を発表する。第一次通過者以外の受審者は速やかに退館すること。
- (9) 審査会において受付時間に遅刻、又は呼出しに応じなかった者は棄権と見なす。
棄権した者には審査料の返還はしない。
- (10) 会場へは、公共の交通機関を利用すること。
- (11) 受審者を対象に主催者で傷害保険に一括加入するが、受審者各位においてもスポーツ安全保険に加入することが望ましい。
- (12) 受審者はマスク・健康保険証を持参のこと。
- (13) 申込み締切後、進行表を地連に通知し立順番号毎の入館指定時間を、本連盟のホームページに掲載する。指定時間前の入館はできない。
- (14) 冬期間（11月～3月）寒い時期の弓道場では『和服（襦袢）下に筒袖（色は不問）または稽古着等の着用』を推奨している。
- (15) 審査当日、会場地及び受審者対象地に「国の緊急事態宣言」が発出された場合、宣言の内容により当該審査会を中止する場合がある。代替え審査会については別途検討するものとする。
- (16) 実施要項に示す受審対象地連以外からの受審はできない。

7. 映像の取り扱いについて

個人が撮影した画像・動画などのインターネット配信等については、撮影者において、被写体となる方の同意を得るなどして、肖像権侵害等の問題を生じないよう、十分に配慮すること。
権利侵害の可能性や疑問が残る場合には、他者の権利を尊重して、撮影・配信等を中止すること。

8. その他 審査申込書に記載される個人情報の利用目的について

審査申込書の提出により、以下の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。
ただし、下記（2）の月刊『弓道』・ホームページへの掲載に関しては、本人より不同意の申し出があった場合は、公開を停止する。

- (1) 関係資料への記載（氏名、所属地連、年齢、既得の称号及び授与年月、既得の段位及び認許年月、その他特記事項）
- (2) 審査結果報告として、地連会長宛文書及び月刊『弓道』・ホームページへの掲載（氏名、所属地連、既得の称号又は段位）

※令和3年度審査会で第一次審査を通過し、第一次審査の免除資格を有する場合、

八段受審者は以降連続5回まで、七段・教士・鍊士受審者は次回審査の第一次審査を免除する。

次回審査申込み締切り日を過ぎている場合は、本連盟事務局に連絡して直ちに審査申込を行うこと。
この場合、審査申込書右下の受審者連絡欄へ第一次審査日を朱書きで記載のこと。

※令和3年度の中央審査会は新型コロナウイルス感染拡大の状況により、要項の内容を変更する場合がある。

以上